

活動報告

『定期的に研修等に参加しています』

議会閉会中は定期的に研修会などに参加しています。他市町村の議会議員の方々と意見交換をする機会や他市の先進的な取り組みを学ぶ機会を大切にしています。

11月1日には和歌山県橋本市の先進的な取り組み、「橋本市をオムレツでプロデュース」「共育コミュニティと教育コミュニティスクールの連動」についての研修に参加しました。地域ブランド創設にあたっての民間との連携や地域の事業者へ理解を求める手法については高砂市でも応用できる部分が多くあると感じています。また、家庭教育や態度教育にも及ぶ豊かな心を育む教育や、地域・家庭・学校が連携した共育コミュニティ組織についても学びました。学んだことを高砂市の教育にも活かすための提言を続けていきたいと考えています。



We ❤ 高砂 高砂市議会議員

しまづ はるか 後援会報

17号 2018年冬号



『高砂市議会において旧姓利用が認められるようになりました』



これまで高砂市議会では、婚姻等に伴って姓が変わった場合に、旧姓で議員活動を続ける手段がありませんでした。この度、「高砂市議会議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱」が制定され、婚姻等によって姓が変わった場合でも旧姓で活動を続けることができる環境が整いました。

皆さまのご意見・ご要望をお聞かせください

VOICE!

<連絡先> しまづ はるか 後援会 〒676-0071 高砂市伊保東2-2-23
TEL/FAX:079-439-2733
ホームページ: <http://shimazuharuka.com>
E-mail:shimazu.takasago@gmail.com
ブログ: <http://shimazuharuka.com/blog>
Twitter: @shimazu_haruka

日々の活動を
発信しています！

<ブログ>



<Facebook:島津明香>



ご挨拶

2018年最初の後援会報となります。この度も手にとっていただき、ありがとうございます。新たな年の始まりにあたり、さらに気を引き締め、市政と向き合っていきたいと感じています。

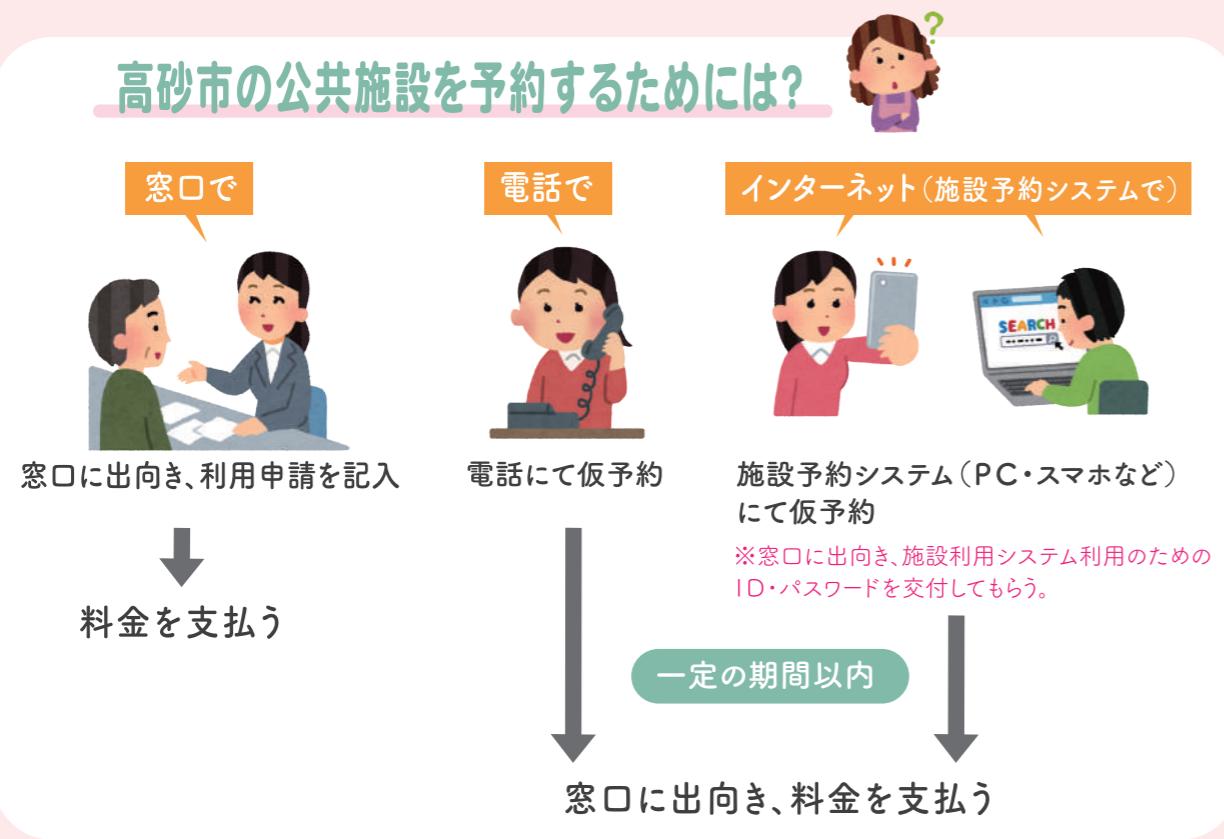
いよいよ、1期目の任期も残すところ1年を切りました。まだまだ思いを形にできていないものも多くございますが、日々、力の限り取り組んでまいります。皆様には温かくお見守りいただきつつも、叱咤激励いただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

高砂市議会議員 島津 明香

一般質問

貸館の予約・施設予約システムについて

高砂市では公共施設での貸館業務（会議室等スペースの貸出し）が行われているものの、予約にあたって必ず窓口に出向かないと予約が完結できない仕組みになっています。市民の方々が活動を行うにあたり、より便利に活用いただくためには、窓口に行かずとも予約を完結させられる仕組みを作るべきという問題意識の下、質問いたしました。



質問(島津)



高砂市の施設予約における課題について、どのように把握されているか。

高砂市の施設予約については、利用料を施設に納める必要があり、一部、利用当日に利用料を納めることを認めていた施設はあるものの、電話やインターネットで予約が完結するものはない。平成22年度に運用開始した施設予約システムについても、パッケージ商品をそのまま利用しており、収納管理機能がない。課題解決の方法については、今後摸索していく。

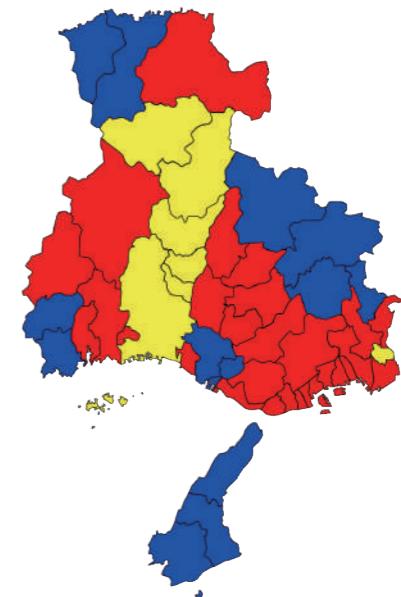
本当であれば、施設予約システムのシステム改修が行われ、インターネット上でも予約を完結させられるようになることが望ましい。しかしながら、財源との兼ね合いもある中で、せめて銀行振り込みなどによる利用料の入金ができるようにならぬいか。

銀行での振込については、振込手数料の負担や入金の消し込みの必要性による事務の増加、収納管理の委託の必要性などの課題がある。

消防職員採用時における色覚検査の実施について

高砂市消防本部では、消防職員の採用時に色覚検査を実施し、採用の判断の一つとしています。この度、「カラーユニバーサルデザイン推進議員ネットワーク」の調査により、兵庫県下24の消防組織のうち、16は採用時の色覚検査を実施しているものの、8の消防組織において色覚検査が実施されていないことがわかりました。また、色覚検査を実施している16の消防組織のうち、3は検査結果が採用には影響していません。この結果を受け、高砂市消防本部の消防職員採用において、色覚検査が必要な理由を伺いました。

消防職員採用時における色覚検査の実施地域識別図



消防職員の採用において、色覚検査を実施している理由を伺いたい。

質問(島津)



消防職には色の識別を必要とする職務がある。例えば、火災現場において燃焼する物の色で判断したり、救急現場において患者の顔色や血の色などで判断したりする場合である。消防業務においては、チームを組んで行ったり、他機関と連携して行ったりするものの、全員が色の識別ができることが必要であると考えている。一方で、全国消防長会の総務委員会でも消防職員採用における色覚検査の必要性が議論となっていることから、職務の特殊性を考慮しつつ、色覚検査実施の根拠を考えていきたい。

答弁(消防長)



他の消防組織では色覚検査を実施していないところもある。また、医師免許の取得にあたっても色覚検査は必要とされていない。その上で、消防職員に色覚検査実施を求める必要性について、考え方を伺いたい。

高砂市には臨海部にコンビナートが並ぶ工場地帯があるという特殊性もある。それらの緊急時には、色の識別によって燃焼物の種類を判断することが必要となる。また、医師と救急は異なると考えている。救急隊は現場で最新の情報を医師に伝える必要があり、その際、色の識別が必要とされると考えている。